

【保存版】

平成17年 今年ココが変わる一覧

本年度、変更になる税制、社会保険、その他経理総務に関することで、主なものを改正になる月ごとにまとめてみました。ざっと目を通してみてください。経理の方など手元に置いておくと良いかも知れません。

【1月】

● 老年者控除の廃止

- ・老年者（65歳以上）に該当した人、毎月の源泉徴収税額を計算する時に、扶養親族の数に1を足さないようにしてください。

● 青色申告特別控除の変更

- ・個人事業者、不動産所得の方などの青色申告控除額が、平成17年から変わります。複式簿記できちんと記帳していた方の控除額55万円が65万円になります。また、簡易の簿記の45万円の控除額はなくなります。複式簿記を採用していない人の10万円の控除額は変わりません。
- ・すなわち、複式簿記の65万円とそれ以外の10万円の2本立てになりました。来年3月からの申告ですから、間違えないように。

● 個人事業者の消費税の免税点、簡易課税の変更

- ・消費税の免税点が、年間売上1,000万円になります。（改正前3,000万円）個人事業者の方は、本年分からです。平成15年の年間売上（総収入）が、1,000万円を超えている人は、本年分（来年3月申告分）から消費税の申告をする必要があります。
- ・消費税の申告が必要な場合、一般課税が有利か、簡易課税（一定の仕入率により納付税額を計算する方法）が有利かを判断しないとイケません。簡易課税を採用する場合は、本年末までに届出をする必要があります。
- ・なお、簡易課税を採用できる人は、年間売上5,000万円までの人です。

● 公的年金控除の縮小

- ・公的年金控除のうち、年齢65歳以上の者に対する上乗せ措置が、平成17年分より廃止されます。

【3月】

● 平成16年分確定申告（不動産関連）

- ・長期譲渡所得（5年超）の税率が、26%から20%（所得税15%、住民税5%）になっています。
- ・長期譲渡所得の100万円特別控除がなくなっています。
- ・短期譲渡所得の税率が、52%から39%（所得税30%、住民税9%）になっています。
- ・土地建物の譲渡損失が、他の所得と損益通算できなくなっています。
- ・居住用不動産の買換えの場合の譲渡損失は、借入れ残高があるなしにかかわらず、損益通算および3年間の繰越控除ができるようになりました。
- ・居住用不動産の譲渡損失がある場合、売却収入よりもローン残高が多い場合は、その金額を損益通算および3年間の繰越控除ができるようになりました。（買い換えなくても）

● 平成16年分確定申告（有価証券関連）

- ・非上場株式の譲渡益の税率が、26%から20%（所得税15%、住民税5%）になっています。
- ・株式投資信託の譲渡益の税率が、上場株式と同じ10%（所得税7%、住民税3%）になりました。また、譲渡、解約等により損失が出た場合は、株式の譲渡益と相殺、繰越をすることができるようになりました。

【4月】

● ペイオフ全面解禁

- ・金融機関破綻時、預金の払戻保証額を、元本1,000万円とその利息に限る措置を、普通預金にも広げます。
- ・ただし、当座預金、決済用預金は全額保護されます。決済用預金とは、①利息がつかない、②いつでも引出しが可能、③決済に使える、の3条件を満たした預金です。

● 上場企業に減損会計強制適用

- ・2005年4月から始まる期より、上場企業について、固定資産の減損会計が強制適用されます。
- ・減損会計とは、固定資産の価値が帳簿価格を大きく下回った場合に、強制的に評価損を計上する会計手法です。

- ・非上場企業は関係ないかも知れませんが、金融機関等の見目が減損会計を考慮したものになってくる可能性はあります。

● 雇用保険料率の引き上げ

- ・雇用保険料率は、今年4月1日から0.2%引き上げられ、会社と従業員の負担率が、それぞれ0.1%ずつ上がります。一般事業の場合、従業員の雇用保険率は、0.7%から0.8%になります。
- ・また、現在雇用保険は、料額表で金額を求めています。この表が廃止されます。今年4月からは、賃金額に0.8%（特定業種の場合は0.9%）を乗じて保険料を計算することになります。給与ソフトの変更が必要ですね。

● 国民年金保険料引き上げ

- ・現在月13,300円が、13,580円になります。

● 個人情報保護法の施行

- ・個人情報保護法が4月から全面施行されます。この法律は、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護することを目的としています。
- ・この法律は、民間の事業者の個人情報に対する取り扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めたものです。
- ・その概要は、
 - ①個人情報の利用目的をできる限り特定し、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
 - ②偽りその他不正な手段によって個人情報を取得することは禁止。
 - ③本人から直接書面で個人情報を取得する時は、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。また、間接的に取得した場合は、速やかに利用目的を通知または公表しなければならない。
 - ④顧客情報の漏洩などを防止するため、個人データを安全に管理し、従業員や委託先を監督しなければならない。
 - ⑤個人データをあらかじめ本人の同意を取らないで、第三者に提供することは原則禁止。
 - ⑥保有する個人データに関して、本人から求めがあった場合は、その開示、訂正、利用停止等を行わなければならない。

※おおまかな、概要は以上のとおりです。御社の個人情報管理について、再度点検してみる必要がありますね。

● e 文書法の施行

- ・ 4 月 1 日より、3 万円未満の契約書、領収書、納品書、見積書、請求書等の書類の電子保存が認められることになりました。
- ・ 実際に電子保存を行なうためには、電子データの真実性・可視性が確保されること、および税務署長の事前承認を受けることが必要です。
- ・ 具体的には、一定水準の解像度、カラー画像、電子署名、タイムスタンプの付与、重要項目の検索機能、ディスプレイ・プリンターの備え付けなどが求められます。
- ・ 手続きとしては、4 月 1 日以降税務署長に承認申請を行ない、審査期間は 5 ヶ月もかかるようです。

● タンス株の特定口座預け入れ

- ・ 1 2 月までで一旦終了しましたが、また、4 月から預け入れることができます。ただし、預け入れ価格は、みなし取得価格は使うことができず、実際の取得日、取得価格になります。

● 人材投資（教育訓練）促進税制の創設

- ・ 4 月 1 日以降開始事業年度より、教育研修費の税額控除ができるようになります。詳しい内容は、前回ニュースレターの付録をご参照ください。
- ・ この規定の適用を受けるには、教育研修費を分類しておくことが必要です。適用を受けられる教育研修費は、勘定科目を別にしておくとか、補助科目を作るとかの対応が必要ですね。また、4 月以降の教育研修費だけでなく、減税額の計算においては、前期および前々期の教育研修費も集計する必要があります。時間を見て、こちらの方の作業もやっておくと良いでしょう。
- ・ この場合、何が対象となる教育研修費なのか、まずはそれを明確にしないとイケないですね。この辺はこれから通達等が出てくるのでしょうか、今わかっているのは次のようなものです。

<対象となる教育研修費>

- 講師・指導員等経費：原則社外講師等に支払う講師料、指導料。社内講師は原則だめなようであるが、別途講師料として支払う場合は OK になる見通し。
- 教材費：研修用の教材、プログラム等の購入費
- 外部施設使用料：研修を行なうために使用する外部施設・設備の利用料等
研修会場までの交通費などは認められない。
- 研修参加費：外部の講座等の受講費用、参加費用

○研修委託費：講師、教材等を含め、研修全体を外部教育機関に委託する場合の費用

×研修対象者が、役員である場合は認められない。

○パート、派遣社員に対する研修は認められる。

○子会社や関連会社などに対して支出するものも認められる。ただし、条件がつく可能性がある。

● 法人事業税の分割基準の変更

・ 4 月 1 日以降開始事業年度より、複数の都道府県に事業所を持っている会社の、事業税の分割基準が、次のように変わります。

①非製造業について、課税標準の 1 / 2 を事業所数により、1 / 2 を従業者数により、各都道府県に分割する。

②本社管理部門の従業者数を 1 / 2 に割り落とす措置は廃止する。

● 民法組合、匿名組合の損失について-レバレッジドリース等（法人の扱い）

・ 4 月 1 日以後に締結される組合契約については、次のようになります。

①組合債務の責任限度が、組合資産の額とされている場合は、損金にできるのは、出資金額までとなりました。

②収益を保証する契約の場合は、全額が損金に算入できないことになりました。

【5月】

● 外形標準課税の申告

・ 資本金 1 億円以上の会社の、今年 3 月決算以降の事業税の申告に、外形標準課税が導入されます。

<外形標準課税による法人事業税>

法人事業税 = 所得割 + 付加価値割 + 資本割

・ 所得割 : 今まで同様、所得金額×税率

・ 付加価値割 : 付加価値額×税率

※付加価値額 = 単年度損益+報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料

・ 資本割 : 資本等（資本金+資本積立金）×税率

《標準税率》

所得割		付加価値割	資本割
年800万円超	7.2%	0.48%	0.2%
年400～800万円	5.5%		
年400万円以下	3.8%		

※所得割の税率は、今までの税率の3/4の水準になり、その減った部分を外形標準（付加価値と資本）をベースに課税しようというものです。

【9月】

● 厚生年金保険料の引き上げ

- ・厚生年金保険料は、昨年10月より13.934%（労使折半）に上がっていますがまた、今年も上がります。今年9月より、14.288%（労使折半）になります。
- ・この厚生年金保険料率は、2017年9月に18.3%になるまで、毎年9月に上がり続けていくことが決まっています。

● LLP（有限責任事業組合）の創設（9月？）

- ・民法組合の特例として、組合の出資者に有限責任を確保したLLP（有限責任事業組合＝リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ）制度が創設される予定です。
- ・この法案は次期通常国会に提出される予定で、既に各省庁の根回しが済んでいるという情報が流れています。したがって、早ければ今年9月にも制度が施行される可能性があります。
- ・LLPの特徴は、有限責任である他、

①内部規律の柔軟性

株主総会や取締役会を設ける必要がなく、組合員間の合意でスムーズな事業運営が可能であること。

②柔軟な損益分配

労務やノウハウの提供により、各自の事業への貢献度合いに応じて、出資比率とは異なる柔軟な損益分配を行なうことが可能であること。

③構成員課税（パススルー課税）

出資者に直接課税されるため、LLPで利益が出た時に法人課税がされた上に、出資者への利益分配にも課税されるということがない。また、損失が出た時は、一定の範囲内で組合員の他の所得との通算が可能。

※以上のような柔軟な組織のため、研究開発や高度な技術サービスの共同事業、デザイン事務所、監査法人などの組織に適していると言われています。